

# 長与町農業委員会議事録

令和 7 年 9 月 25 日

長与町農業委員会



# 令和7年9月農業委員会総会

1. 日時 令和7年9月25日（木） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
8番 尾崎 勝文		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席（1名） 7番 谷口 勝久

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第3	第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

推進委員の谷口 勝久 委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年9月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。2番 崎山 光子 委員、3番 辻田 滋子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が3件。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が1件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

現況写真となっています。

整理番号 1 1

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 畑。面積 368 m<sup>2</sup>以下2筆。2筆合計 1,145 m<sup>2</sup>です。

農地区分は、（地番）が農用地区域外で、（地番）が農用地区域内になります。

申請者は、

譲渡人が、栃木県宇都宮市（地番） （氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は、〇〇円。10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は県外在住の高齢者であり、耕作が不可能であるため、申請地の隣地を所有する譲受人が購入し、併せて耕作を行います。

作物は野菜を予定しています。

耕作地は、5,154 m<sup>2</sup>。労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の右側に（事業所名）がございます。（事業所名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員  
8番 9月16日午後3時頃に、水谷会長、崎山委員、山口委員、事務局の竹中さん、（譲受人）と私とで現地確認を行いました。この畠は、県外在住の方の畠で、耕作放棄地となっているため、隣地で耕作をしている（譲受人）が購入して耕作するという事なので、大変良い事だと思います。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 先ほど説明があったように、9月16日に現地確認を行いました。現地は荒れていましたが、現況写真を見て判るように、草払いを行えば、すぐに原状回復できるような状態でした。現在も一部、（譲受人）が野菜を作っていて、荒廃地解消にもなり良かったと思いました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。第1号議案の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。現況写真となっています。

整理番号 1 2

申請地 長与町本川内郷字（地番）

地目 畑。面積 448 m<sup>2</sup>です。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長崎市（地番） （氏名）

譲受人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は長崎市在住で運転免許返納により耕作に来ることが出来ないため、近くに住む弟である譲受人に贈与します。作物は野菜を予定しています。

耕作地は、18,300 m<sup>2</sup>。労働力は1人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。

図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。池田 洋祐 推進委員

推進委員  
1番

9月20日に現地確認を行いました。現地は広い農道のすぐ側にありましたので、今後の栽培等には問題ないと思います。ただ、葛が大量に生えていたので、これを除草するのには相当の労力が必要ではないかと思いました。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。10番 柿本 透 農業委員

10番

9月16日午後2時から現地確認を行いました。今回、譲渡人が贈与をするという事ですが、この農地については、昨年まで譲受人が野菜を作っていました。引き続き耕作されるとの事ですので問題ないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議いたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご参照ください。

1枚目が現況写真、2枚目が地積測量図、3枚目が現況図、4枚目が平面図、5枚目が立面図、6枚目が道路拡幅図となっています。

整理番号2

申請地 長与町三郷字（地番）の一部

地目 畑。面積 495.29 m<sup>2</sup>。農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町平木場郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、工場用地を予定しております。

備考欄に記載のとおり、県道拡幅工事に伴い、譲受人の工場を移転する必要が生じたため、申請地を購入し、工場用地として利用します。所要面積は、農地部分 495.29 m<sup>2</sup>と町の水道用地 4.54 m<sup>2</sup>をあわせた 499.83 m<sup>2</sup>となります。

汚水は既存の下水道に接続し、雨水排水は拡幅する前面道路との間に側溝を新設して河川へ放流します。

区域区分は、市街化調整区域となります。

立地基準は、第3種農地。

一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の下側に（施設名）がございます。（施設名）の北西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員 9月16日午後1時頃に現地確認を行いました。雨水排水の問題がありますが、側溝を新設して河川に流すとの事で問題だと思います。周辺は、ほとんど水田ですが、農地には影響がないと思います。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 先ほどの説明のとおりだと思います。県が行っている道路拡幅事業によるもので、県の担当者からも、土地の境界の整備や他の農地への影響を及ぼさないようにする事について、責任もって行うとの話がありました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第5条の許可申請を県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、進達することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」についてですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○ 委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○ 委員 退席後)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。

第3号議案の1ページをお開きください。

1件目と2件目は、(使用貸人)から(使用借人)への経営継承による農地と利用権の移動になりますので、まとめて説明します。

1件目です。

整理番号14

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、2ページに一覧を掲載しています。

所在 岡郷 (地番)

地目 田。面積 1,275 m<sup>2</sup>以下 34筆。34筆合計 44,742.4 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 果樹・水稻です。

期間は、令和7年12月10日から令和17年12月9日までの10年間です。

新規の契約となります。

土地の所在を説明します。3ページから8ページに土地の所在の位置を記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、2件目です。第3号議案の9ページをお開きください。

整理番号15

農地中間管理機構を通じて設定を受けた利用権を譲り受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構を通じて設定を受けた利用権を譲り渡す者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番)

地目 畑。面積 4,231 m<sup>2</sup>以下 2筆。2筆合計 6,265 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和7年12月1日から令和9年5月9日までの1年5か月間です。

年間の借賃は ○○円で、10aあたりは ○○円となります。

土地の所在を説明します。10ページをご覧ください。

図面の左側に(施設)がございます。(施設)の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。

当該農地につきましては、平成29年5月から○○さんの農地を、(使用貸人)が中間管理機構を通じて貸借をしていましたが、今回、(使用借人)が経営継承され、○○さんとの契約内容については、契約期間や賃借料などに変更なく、そのまま引き継がれるとの事であります。

すので、新たに契約を結び直すのではなく、利用権を譲渡する手続きを行うものです。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認は行っていませんが、親子間の経営継承でとして、国のモデルケースとして紹介されていますので問題ないと思います。  
この件に関して、ご意見・質問はありませんか。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 (使用借人) は、長与町を代表する後継者として頑張っています。経営継承という事で何の問題もないと思います。

議長 他にありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていたので、異議がないことに決定いたします。  
退席されていた ○○ 委員の入室を事務局から伝えてください。

(○○ 委員 着席後)

○○ 委員に申し上げます。  
議題となりました、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議につきましては、意見がないことを報告いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。  
第3号議案の11ページをお開きください。  
整理番号16  
農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町町本川内郷 (地番)  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）  
権利対象の土地は、  
所在 三根郷（地番）  
地目 田。面積 2,281 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。  
期間は、令和7年12月10日から令和12年12月9日までの5年間です。  
平成28年から別の方と賃貸借契約を結んでいましたが、今回から新たに賃借人を変更されましたので、新規の契約となります。  
年間の借賃は ○○円で、10aあたりは ○○円となります。  
土地の所在を説明します。12ページをご覧ください。  
図面の右側に橋がございます。橋の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員 9月16日午後1時より現地確認を行いました。賃借人は他の所でも水稻を栽培されていて、十分な技術を持っていらっしゃいます。今回、借受人が変わるという事ですが、賃借人が借り受けるのであれば、問題ないと思います。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 先ほどの説明のとおりですが、(賃借人)は他の場所でも水稻を栽培されているので、何の問題もないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。  
これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。  
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。  
高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。  
報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.4をご覧ください。  
1枚目が街区案内図、2枚目が現況写真と仮換地指定図です。  
売買による所有権移転となります。  
1. 当事者の氏名・住所  
譲受人は、(法人名) 長与町吉無田郷(地番)  
譲渡人は、(氏名) 時津町(地番)  
2. 土地の所在等  
届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。  
高田郷(地番)  
面積 146 m<sup>2</sup>です。  
高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり(街区番号)、面積 62 m<sup>2</sup>です。  
3. 申請日 令和7年8月22日  
4. 専決処分の日 令和7年8月25日  
以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。  
令和7年9月25日  
長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長 ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。  
(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和7年9月行事報告)

最後に、10月の日程について事務局からお願ひします。

10月の日程ですが、総会を27日（金）の午前10時からはいかがでしょうか。

(異議なし)

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。